

令和3年度多摩市地域包括支援センター 評価指標

資料6-②

★→独自指標 ☆→厚労省指標

下線部分は留意点を多摩市版に見直し+追加したところです。

1 組織・運営体制等

委託型包括

1-(1) 組織・運営体制

	センター指標	留意点	達成
☆	1 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	・総合相談や地域ケア会議等の分析及び地域課題について把握し、経年的ではなく具体的な計画を策定している場合に満たしているものとして取り扱う。	
★	2 センター職員が重点目標及び活動計画作成に参画し、センター内で共通理解を図っているか。	・策定にあたりセンター内でミーティング等を行い、協議の記録が残されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	3 ミーティング等を通じて事業計画の進捗確認を計画的に行っている	・少なくとも四半期に一度、進捗確認を行い、確認の記録が残されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	4 「多摩市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例」に基づいた職員の配置基準を満たしているか。	・4ヶ月以上配置基準を満たせていない場合は満たしていないものとして取り扱う。	
☆	5 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施しているか。	・東京都研修、市役所主催の包括研修、及びその他外部の研修に参加した上でその内容を包括内で共有している場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	6 パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	・少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

1-(2) 個人情報の管理

	センター指標	留意点	達成
☆	7 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	8 個人情報漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	・データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	9 個人情報の保護に関する責任者を配置しているか。	・常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。	

1-(3)利用者満足度の向上

	センター指標	留意点	達成
☆	10 苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	・苦情対応マニュアルを整備しており、定期的に提出するケース確認票において、苦情対応をしたケースの確認ができる場合に満たしているものとして取り扱う。	
☆	11 センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	・報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。	

2 個別業務

2-(1) 総合相談支援業務

	センター指標	留意点	達成
☆	12 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	・介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報も管理している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ・データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	13 相談には適切に対応し、担当職ごとのケース数等センター内で進捗管理を行い、対応の終結を市町村と共有しているか。	ケース確認票や相談記録等において、ケースの進捗管理及び終結の報告ができていない場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	14 3職種の連携・チームアプローチが出来ているか	・ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している ・支援が困難なケースは複数の職員で対応している ・主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている ・必要に応じて関係機関等と連携しながら対応している 以上のことについてケース確認票にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	15 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	ケース確認票や相談記録等において、家族介護者からの相談内容や相談対応が把握ができていない場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

2-(2) 権利擁護業務

	センター指標	留意点	達成
★	16 成年後見制度や虐待防止について、地域住民および関係機関に向けて普及啓発を行っているか。	普及啓発活動（研修会やチラシ配布等）の実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	17 成年後見制度について正しく理解し、必要時に活用ができていないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の判断能力や生活状況を把握し、制度を利用する必要があるかどうかを早期に判断し対応している。 ・相談に適切に対応し、申立の支援を行っている。 ・中核機関と連携して地域ケア会議やカンファレンスを開催し、適切な支援に繋げている。 以上のことについてケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
☆	18 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントについて5W1Hを意識して行い、関係機関と調整を行っている。 ・高齢者虐待対応に関する書類（記録や帳票等）を速やか（1週間以内）に提出している ・高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている 以上のことについてケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
☆	19 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解して上で虐待に対する高い感度を持った対応をしているか ・包括が主導となりコアメンバー会議を適切に開催しているか 以上のことについてケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
★	20 高齢者虐待認定後の対応を適切に行い、市町村と情報を共有し、適切な支援を行い終結できているか。（または終結に向け計画的に対応できているか）	<ul style="list-style-type: none"> ・チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行っている ・虐待対応終結後の支援の評価や振り返りの機会を設けている 以上のことについてケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	

☆	21	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	ケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
☆	22	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	チラシ等で情報提供した実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

	センター指標	留意点	達成	
☆	23	地域の介護支援専門員のニーズや課題を把握し、事例検討会や個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	事例検討会や地域ケア会議についてケース提出票にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
★	24	包括的継続的マネジメントの視点から対象者の居所、支援体制や方向性が決定するまで、切れ目なく支援を行っているか。	入院中や居所が定まらない対象者の支援を継続的に行っている場合に評価の指標を満たしているものとする。	

2-(4) 地域ケア会議

	センター指標	留意点	達成	
☆	25	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	開催したにこにこ・らくらくミーティングにおいて多職種からの助言を受け、以下の項目全てを達成できている場合に満たしているものとする。 ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認・モニタリング方法の決定	
☆	26	市町村から示された地域ケア会議における個人情報取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	27	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	28	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	29	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	わがまちミーティングまたはにこにこ・らくらくミーティングにおいて地域課題について検討している場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

	センター指標	留意点	達成
☆	30 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針をセンター職員が理解し、委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の見点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	31 市民や関係機関に対して、フレイル予防に関するチラシや独自の資料を作成し配布する等、周知活動を行っているか。	独自の資料やチラシを作成し、地域のサロンや介護予防教室等にて配布している場合に、評価の指標を満たしているものとして取り扱う。	
★	32 自立支援に向けたプラン作成・サービスの利用提案・適切なアセスメント・居場所の創出及びケアマネジメントの支援を行うためにセンター職員がぐっとらいふミーティングにケースを提出しているか。	少なくともセンター職員1名1回以上ぐっとらいふミーティングにケースを提出している場合に評価の指標を満たしているものとする。	
☆	33 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	ケアプラン作成において二層と協議を行い、地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	34 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援の委託について適切に行っているか。	・台帳への記録 ・定期的な進行管理 ・必要に応じて自立支援に向けたプラン作成が行えるよう確認・助言 以上のことについてケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
★	35 TFPP、介護予防教室での体力測定後に、動機づけ支援や地域の通いの場に繋ぐなどのフォローアップを行っているか。	ヒヤリングの際に実績があることが確認できた場合に、評価の指標を満たしているものとして取り扱う。	

3 事業間連携（社会保障充実分事業）

	センター指標	留意点	達成
☆	36 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	・在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。 ・参加の実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
☆	37 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している実績がある場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	

4 認知症施策の推進

	センター指標	留意点	達成
★	38 認知症サポーター養成講座の周知を行い、新規の団体や望ましい団体等に働きかけ、対象者に合わせた講座内容を工夫して行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規の団体への講座を行った。 ・業種や年齢に合わせたプログラムでの開催ができています。 以上を満たしている場合に指標の内容を満たしているものとして 取り扱う。	
★	39 いこいの会、みらいの会、認知症カフェと連携して、認知症の人とその家族を支えるつながりの支援に努めているか。	いこいの会、みらいの会や認知症カフェ連絡会への参加等実績がある場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	40 認知症の人やその家族が安心して暮らせるために地域の特性に応じた見守り体制の構築に努めているか。	認知症の方の見守り体制構築のために、地域ケア会議の開催、アンケートや聞き取り調査による地域の実態把握等を行っている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	
★	41 総合相談等において、認知症に関する相談があった場合、関係者等と協力しながら認知症の方や家族の支援を早期に対応し、支援に努めているか。	初期集中支援チームの活用について、ケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。 実績がない場合は満たしていないものとして取り扱う。	
★	42 徘徊高齢者の相談・通報があった際に、関係機関と連携し、迅速な対応に努めているか。	徘徊高齢者ケースの地域ケア会議等を開催した実績について、ケース確認票や相談記録等にて確認ができる場合に指標の内容を満たしているものとして取扱う。	
★	43 徘徊高齢者の相談時に、必要なサービス（徘徊高齢者等位置情報サービス、見守りキーホルダー、高齢者行方不明情報メール等）の情報提供をし、適宜申請等必要な手続きを行っているか。	年度中に新規の申請があった場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。	